

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月、同年3月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から55年3月まで  
② 昭和61年7月から63年3月まで  
③ 平成4年2月及び同年3月  
④ 平成4年12月及び5年1月

私たち夫婦は、昭和61年9月にA市からB市に転入し、B市で自営業を始めたが、当初は経営が苦しく、国民年金保険料を納付することができなかった。

その後数年たった頃に、店舗に市役所から女性職員が一人に来て、「今なら結婚前の未納期間も含めて、過去の未納分をまとめて納めることができる。」と言われた。その時期は商売も安定していたので、その職員に保険料額を教えてもらい、数回に分けて夫婦二人分をその職員に全て納付した。

過去の国民年金保険料の未納分を全て納付したと思ったので、その後は自分自身で金融機関において数か月分ずつまとめて納付を行った。

また、平成4年に自宅を新築しており、同年頃には金銭的に余裕が出てきたので、その頃までには過去の未納期間の国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、申立人は、「自宅を新築した平成4年頃は資力があつたので、未納期間が生じないように数か月分ずつまとめて夫婦二人の保険料を全て納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及びB市保管の検認状況リストにより、申立人は、申立期間③の直前である平成3年12月及び4年1月並びに5年度の保険料を、平成6年1月4日及び翌5日に続けて納付していることが確認できるとともに、申立期間③

及び④の間の4年4月から同年11月までの保険料を5年1月25日に納付していることが確認できるところ、これらのいずれの納付日においても申立期間③及び④は納付することが可能であり、申立人の当時の納付意識、納付行動を踏まえると、申立期間③及び④のみを未納のままにしておくのは不自然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人が、「昭和61年にB市に転入してからしばらくは経営が苦しく国民年金保険料を納付できなかった。市役所職員が訪問した時期は、転入から数年たった頃であり、自宅を新築した平成4年までには保険料を納付したと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から申立人夫婦の納付記録は、昭和61年7月から63年3月までの期間は未納、63年4月から平成2年3月までの期間は申請免除とされていることが確認できることから判断すると、市の職員が申立人を訪問したとする時期は、早くても平成2年度以降であったと推認できるが、その時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「B市に転入して数年たった後に過去の保険料を市の職員にまとめて納付した。」と供述しているところ、B市は、「平成2年から3年頃、市役所職員が訪問により国民年金保険料の集金を行う制度はあったが、市役所職員が集金できるのは現年度保険料に限られていた。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、訪問してきた市役所職員に渡したとする金額、渡した回数等についての記憶が明確でないなど当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成4年2月、同年3月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月、同年3月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月及び同年3月  
② 昭和61年7月から63年3月まで  
③ 平成4年2月及び同年3月  
④ 平成4年12月及び5年1月

私たち夫婦は、昭和61年9月にA市からB市に転入し、B市で自営業を始めたが、当初は経営が苦しく、国民年金保険料を納付することができなかった。

その後数年たった頃に、店舗に市役所から女性職員が一人に来て、「今なら結婚前の未納期間も含めて、過去の未納分をまとめて納めることができる。」と言われた。その時期は商売も安定していたので、その職員に保険料額を教えてもらい、私の妻が、数回に分けて夫婦二人分をその職員に全て納付した。

過去の国民年金保険料の未納分を全て納付したと思ったので、その後は私の妻が金融機関において数か月分ずつまとめて納付を行った。

また、平成4年に自宅を新築しており、同年頃には金銭的に余裕が出てきたので、その頃までには過去の未納期間の国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、申立人の妻は、「自宅を新築した平成4年頃は資力があったので、未納期間が生じないように数か月分ずつまとめて夫婦二人の保険料を全て納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及びB市保管の検認状況リストにより、申立人は、申立期間③の直前である平成3年12月及び4年1月並びに5年度の保険料を、平成6年1月4日及び翌5日に続けて納付していることが確認できるとともに、申立期

間③及び④の間の4年4月から同年11月までの保険料を5年1月25日に納付していることが確認できるところ、これらのいずれの納付日においても申立期間③及び④は納付することが可能であり、申立人の当時の納付意識、納付行動を踏まえると、申立期間③及び④のみを未納のままにしておくのは不自然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人の妻が、「昭和61年にB市に転入してからしばらくは経営が苦しく国民年金保険料を納付できなかった。市役所職員が訪問した時期は、転入から数年たった頃であり、自宅を新築した平成4年までには保険料を納付したと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から申立人夫婦の納付記録は、昭和61年7月から63年3月までの期間は未納、63年4月から平成2年3月までの期間は申請免除とされていることが確認できることから判断すると、市の職員が申立人を訪問したとする時期は、早くても平成2年度以降であったと推認できるが、その時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻は、「B市に転入して数年たった後に過去の保険料を市の職員にまとめて納付した。」と供述しているところ、B市は、「平成2年から3年頃、市役所職員が訪問により国民年金保険料の集金を行う制度はあったが、市役所職員が集金できるのは現年度保険料に限られていた。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻から聴取しても、訪問してきた市役所職員に渡したとする金額、渡した回数等についての記憶が明確でないなど当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成4年2月、同年3月、同年12月及び5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月7日から22年4月15日まで  
② 昭和22年9月6日から30年3月1日まで

私は、昭和21年5月から30年2月までの期間において、継続してA社B事業所に勤めていた。途中で少しの間、同社C事業所の業務を手伝ったことは覚えている。

年金事務所の記録では、退職して約7か月後に脱退手当金を受給したとされているが、会社からは脱退手当金の説明を受けたこともないし、受給した記憶も無いので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人に係る脱退手当金は、婚姻後4年を経過した昭和30年10月12日に支給されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は改姓されておらず旧姓のままであることから、旧姓での請求手続がされたものと考えられ、申立人本人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、両申立期間(A社B事業所)の間にある被保険者期間(同社C事業所)がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と2回にわたる申立期間は関連事業所であり、両事業所は同一の厚生年金保険被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、脱退手当金の計算対象とされない被保険者期間(同社C事業所)が存在するのは事務処

理上不自然である。

さらに、日本年金機構が保管する旧台帳は、婚姻前の姓によるものと婚姻後の姓によるものの二枚が残されているところ、婚姻前の姓による旧台帳により脱退手当金が計算されていることが確認できることから、適正な事務処理がなされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（85万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を85万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月9日にA社から支給された賞与に対する厚生年金保険料は賞与から控除されていたが、年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。諸給与内訳明細書において、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成17年12月賞与の諸給与内訳明細書及びA社が保有している同年12月賞与の給与支給実績表の記録から、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（85万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、「平成17年12月分賞与について、社会保険事務所（当時）に提出した磁気媒体届出書MOディスクの控えは無く、賞与の決定通知書も廃棄している。」と回答しているところ、所管年金事務所が保管している申立事業所から提出された申立期間に係る磁気媒体届出書MOディスクのデー

タにおいては、申立人の整理番号及び氏名等は確認できないこと、及び申立期間に係る標準賞与額決定通知書に申立人の氏名が確認できないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮崎厚生年金 事案 719（事案 138 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年3月31日まで

私は、小学校高等科を卒業後、A事業所に1年間勤務し、徴用を逃れるために私の親の薦めでB市に所在したC社D事業所に勤務した。入社当初から厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

今回、前回の申立書に記載していない同僚の氏名を新たに記載して再申立てを行うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) C社D事業所における労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、申立人が、B市に所在した同社D事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚については、その所在が確認できない上、当時の従業員名簿等の関連資料も存在しないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができないこと、ii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無いこと、iii) 同社D事業所における労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間当時の同僚として5人を挙げ、このうち姓名が確認できる4人については、前述の労働者年金保険被保険者名簿から被保険者記録が確認できるが、残る一人は姓のみであるため特定することができない。

また、当該5人の同僚全員の連絡先は不明である上、申立事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認でき、申立人が氏名を挙げた同僚とは別の連絡先が確認できる同僚12人に対して照会したところ、そのうち回答が得られた9人全員が、「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで  
② 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで  
③ 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで  
④ 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時は、A事業所及び同社と合併したB事業所（現在は、C事業所）に勤務していたが、現在所持している当時の給与明細書から確認できる標準報酬月額が年金事務所の標準報酬月額の記録と相違している。

当時の厚生年金保険料は、私が確認した標準報酬月額に見合う金額で給与から控除されていると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

A事業所及びB事業所が加入するD健康保険組合提出の標準報酬履歴、並びにE企業年金基金提出の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び厚生年

金基金加入員給与月額変更届に記載されている全ての申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と合致していることが確認できる。

また、前述の給与月額算定基礎届及び給与月額変更届によると、全ての申立期間に係る算定基礎月の平均報酬となる「平均」の欄に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるものの、実際の標準報酬月額の算定基礎となる「修正平均」欄に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、それぞれの申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③のうちの平成8年9月については、給与台帳等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

加えて、C事業所提出の年末調整所得・社会保険チェックリスト及び給与台帳によると、申立期間③のうちの平成7年8月から8年8月までの期間及び申立期間④については、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。